

## 鳥取大学における経営人材育成方針

令和3年1月26日  
役員会承認

- 1 国立大学法人鳥取大学（以下「本学」という。）は、学長、理事、副学長等として法人経営に必要な能力を備え、教学面の先見性や国際性、戦略性を有する人材（以下「経営人材」という。）を、長期的な視点に立って確保するとともに、計画的に育成するものとする。
- 2 本学の教職員のうち、将来の法人経営を担い得る適性を有する人材に、早い段階から法人経営の感覚を身に着けさせるなどして、長期的な視点に立って、次代を担う経営人材を育成するものとする。
- 3 学長は、経営人材育成のため、理事及び部局長と連携して次に掲げる方策を講ずるものとする。
  - (1) 学長特別補佐への積極的登用、大学運営に関する企画立案を行う学長室への配置、学長、理事、副学長等が出席する会議体への参画機会の付与等により、法人経営に必要な経験を積ませるものとする。
  - (2) 一般社団法人国立大学協会等が実施する経営人材を育成するための多様な啓発の機会に積極的に参加させるなどして、法人経営に必要な能力を開発するものとする。
  - (3) 部局においては、部局運営を担う各種委員会に参画させるなどして、法人経営に必要な経験を積ませるものとする。
  - (4) 事務系職員が教員と対等な立場での「教職協働」によって法人経営に参画できる環境を整備するとともに、人事異動、人事交流、人事評価、OJT、階層別・専門分野別に体系化された研修等を通じて事務系職員個々の能力向上を図り、本学の経営に貢献できる人材を育成するものとする。
  - (5) 上記に限らず、経営人材の育成に資する方策を不断に検討し、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 本方針は、学内外に公表するとともに、その実現をフォローアップするものとする。